

|        |             |
|--------|-------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1688 号  |
| 質問者    | 上島 寛弘 議員    |
| 答弁する者  | 副市長（総務部職員課） |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

資産税課係長の発言が端緒となった自治労連のよるあり得ない虚偽の流布への対処

### 2 質問の要旨

鎌議第 1296 号、第 1191 号の答弁をふまえ質問する。

資産税課係長 芳賀秀友の自治労連第 34 回大会の発言を端緒にして全くあり得ない虚偽が自治労連によって流布され、「予算運用」をあらうことか職員団体如きが協議に参加するなど民主主義の象徴たる議会を軽視し、愚かな主張があたかも事実であるかのようにウソを撒き散らかされた。

市も誤解を生む表現と断罪し、芳賀にも注意したとのことだが、今も尚、自治労連はウソを掲示しているのか。芳賀にも確認せよ。

どのような対処がされたか。削除されたのか。市長の一応は部下たる者の発言が端緒であるから、経過を確認せよ。未だにインターネット上にウソが晒され続けていては由々しき事態である。誠実に対応、答弁せよ。

### 3 答弁

平成 27 年 11 月 10 日現在、ご指摘のホームページの掲示はあります。

当人に確認したところ、平成 27 年 11 月 10 日現在、ホームページの管理者に対し修正又は削除を依頼してはいないとのことでした。

ホームページの削除等については、当事者間の問題であると考えますが、市としては、市民の皆様にも誤解を与えるような表現であり労使関係に疑念を生じさせた事実を、改めて当人に伝えます。